

# 流動資産担保資金

平成29年4月から、流動資産担保資金を創設し、取扱いを開始しました。

## ■ 貸付対象者

山形県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者であって、山形県信用保証協会（以下、「保証協会」という。）の流動資産担保融資保証制度を利用するものとして、保証協会の認定を受けたもの。

## ■ 貸付条件

資金用途	設備資金及び運転資金
限度額	3千万円
期間	1年以内
利率	年1.9%（固定金利）
担保・保証人	流動資産担保融資保証制度の定めるところによる
返済方法	流動資産担保融資保証制度の定めるところによる
申込先	山形県内に本店を持つ銀行・信用金庫・信用組合 及び七十七銀行・北都銀行・商工中金の県内各支店
認定機関	保証協会

※ 融資に際しては金融機関の審査があり、ご希望通りにならない場合もありますのでご了承ください。

## ■ 利用にあたっての留意点

- ・本資金の認定機関は、小規模企業資金（県特）と同様、保証協会となります。申請書類は保証協会に提出し、手続きをして下さい。
- ・また、保証協会が定める信用保証委託申込書をもって認定申請書に代えることができます。

## お問い合わせ先

山形県商工労働部中小企業振興課（金融担当） TEL：023-630-2359